

令和5年度

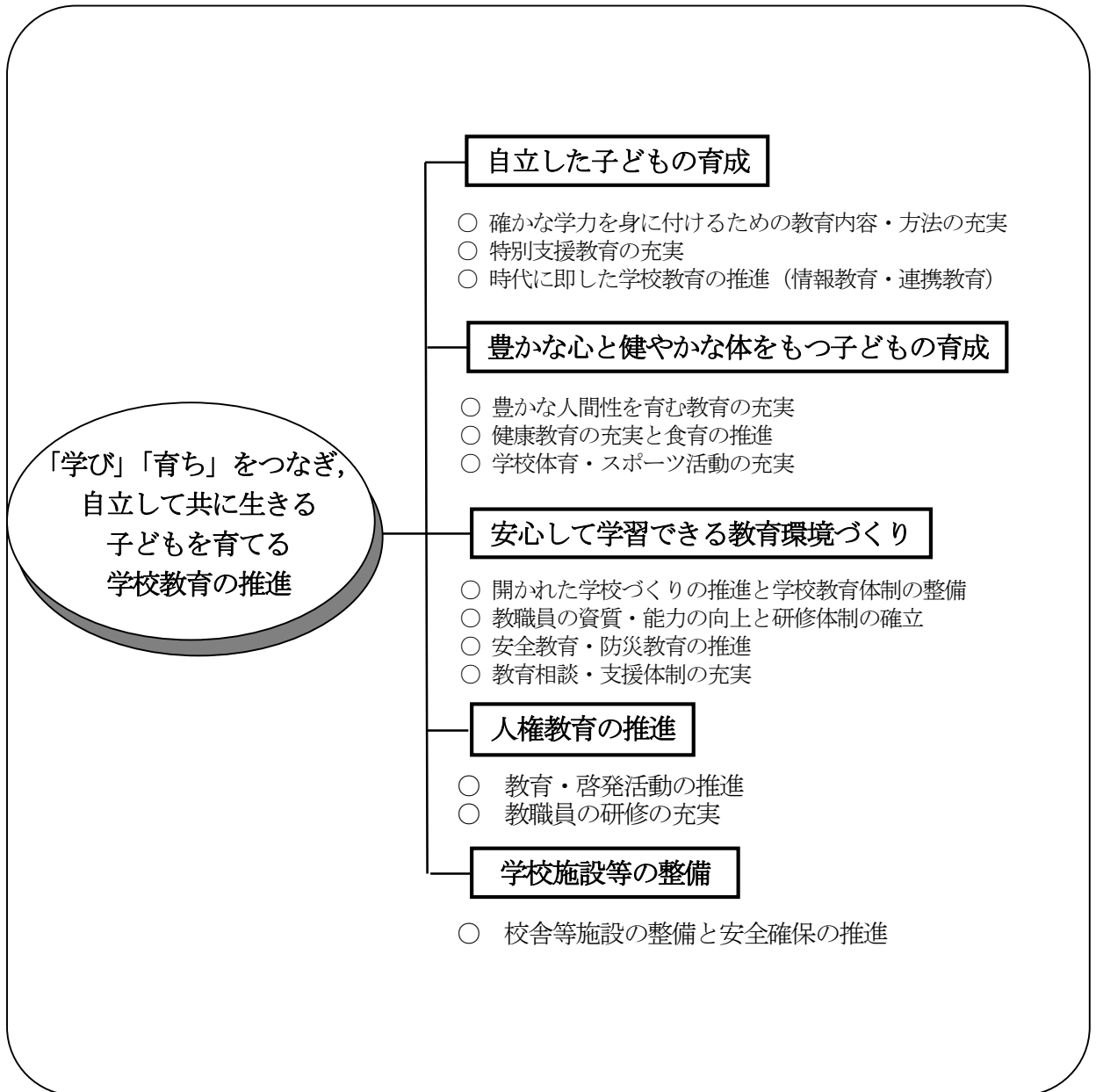
教育行政重点目標

岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会

目 次

令和5年度教育行政重点施策	1
「学び」「育ち」をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進	2
1 自立した子どもの育成	2
2 豊かな心と健やかな体をもつ子どもの育成	4
3 安心して学習できる教育環境づくり	5
4 人権教育の推進	8
5 学校施設等の整備	8

令和5年度 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合 教育行政重点施策



I 「学び」「育ち」をつなぎ、自立して共に生きる子どもを育てる学校教育の推進

学習指導要領では、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな感性や人間性の育成が重視されています。知・徳・体のバランスのとれた力である「生きる力」を育み、夢に向かって粘り強く学ぶ子どもの育成が求められています。

将来を担う人材を育成するためには、学校教育は大きな役割を担っており、社会の変化への対応、子どもたちの実態や保護者・地域のニーズに即した教育を校長のリーダーシップの下、すべての教職員が一丸となって推進していくことが重要です。さらに、「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切です。

こうしたことから、子どもたちが自己の夢の実現に向け、一人の自立した人間として努力し、他者と協働しながら自信をもって生きていくことができるよう、「自立して、共に生きる子どもを育てる学校教育」を推進します。

1 自立した子どもの育成

(1) 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

子どもたちが落ち着いて学習に取り組み、友達と切磋琢磨する中で、基礎・基本の定着を図ります。さらに、個に応じたきめ細かな指導やICT機器の活用等の指導方法の工夫・改善により、学ぶ楽しさを実感させ、授業や家庭学習等に主体的に取り組む意欲や態度を育成します。

- 全国学力・学習状況調査の実施（中3：国・数・英）
 - ・ 県平均正答率との差 全教科＋1ポイント
- 岡山県学力・学習状況調査の実施（中1：国・数 中2：国・数・英）
 - ・ 県平均正答率との差 全教科＋1ポイント
- ICT機器の効果的な活用によるわかる授業の推進
- AI教材整備事業
 - ・ 学習者用端末を活用し、個に応じた学習支援
- 主体的な学びの基盤づくり事業
 - ・ 補充的な学習を行う場を放課後等に提供
- 小北型話し合い活動の取組
 - ・ より深まりのある話し合い活動を研究

(2) 特別支援教育の充実

特別支援教育推進計画をもとに、個々の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するよう、適切な指導及び必要な支援を行います。同時に、校内の指導体制や学校への支援体制を充実させるとともに、特別支援教育に関する教職員の資質の向上を図ります。

さらに、切れ目のない支援の引き継ぎと、関係諸機関との連携を図りながら、適正な就学指導、適切な進路指導を進め、障がいがある生徒の教育の充実に努めます。

- 特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の推進
- 教育活動支援事業（非常勤支援員の配置）
- 相談支援ファイル「かけはし」の配布及び活用
- 総合教育相談支援センター巡回カウンセラー等による発達障がいに関する巡回相談の実施
- 県立西備支援学校や福祉施設等との交流学习
- 特別支援教育指導員の配置（笠岡市教育委員会学校教育課）

(3) 時代に即した学校教育の推進（情報教育・連携教育）

これからの時代は、情報社会に主体的に対応できる様々な力を育成することが重要です。そのため、学校においては、ICT機器を学習活動に積極的に活用し、子どもたちの情報活用能力を培うとともに、情報モラル教育を推進し、情報社会に主体的に対応できる子どもの育成を図ります。また、GIGAスクール構想の理念に基づき、ICT機器を活用することで主体的・対話的な学びと、個別最適化された学習を実現し、生徒の学力向上を図ります。また外国語教育においては、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際理解の推進に努めます。

さらに、急激に変化する社会の中で自立した一人の人間として成長していくためには、幼児期から小学校・中学校へと移行していく段階で豊かな学びと育ちを保障していくことが重要です。そこで、子どもの発達を軸に、保育所・小学校・中学校が子どもの実態や前後のつながりを視野に入れながら、一貫性のある教育ができるよう努めます。

- 学習指導要領並びにG I G Aスクール構想に対応した I C T活用事業
- 指導者用デジタル教科書の活用
- 情報モラル教育の推進
- I C T支援員の配置（週 1 ～ 2 回）
- 外国語指導助手（A L T）の配置（週 2 ～ 3 回）
- 連携教育推進委員会（保小中連携教育の推進）
- 英語力向上 I C T教材活用事業
 - ・ G T E C 英語 4 技能の向上 1 回目（7 月）と 2 回目（1 月）の比較
得点率各 + 5 ポイント
- 海外の学校とのオンライン交流

2 豊かな心と健やかな体をもつ子どもの育成

（1）豊かな人間性を育む教育の充実

価値観の多様化がすすむ中、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせ、自己肯定感・自己有用感を醸成する等、子どもの豊かな人間性や社会性を育む「心の教育」の充実を目指します。特に、人・社会・自然などとかかわる体験活動の充実、校種間連携や家庭・地域連携を通して、学校全体で人間関係づくりの取組や道徳教育の一層の充実を図ります。

また、いじめ、不登校、問題行動の未然防止、早期発見・早期解決に取り組み、子どもたちの好ましい人間関係づくりを推進します。

- 人間関係づくりの取組の充実と自己肯定感・自己有用感の醸成
 - ・ 学習状況調査の関連項目における肯定的回答率 4 0 % 以上
- 道徳教育や総合的な学習の時間における体験活動の充実
- 落ち着いた学級づくり支援事業（総合質問紙調査「i-check」活用）
- 生徒会が中心となった読書活動の推進
- 吹奏楽祭、各種作品コンクール
- いじめ問題対策基本方針に基づく取組
 - ・ 認知したいじめ事案の解消率 1 0 0 %
- 生徒指導主事連絡協議会（学期 1 回）
- キャリア教育の推進
 - ・ いきいきチャレンジたいけんの実施（中学校 2 年生）

(2) 健康教育の充実と食育の推進

子どもの心身の健康を保持・増進していくために、「早寝・早起き・あいさつ・朝ごはん」の生活習慣の定着を図るとともに、健康を大切にする意欲や態度を育て、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく実践力の育成に努めます。

学校給食では、安全・安心を最優先に衛生管理の徹底に努め、栄養教諭と連携して食に関する指導の充実を図り、望ましい食習慣の確立に取り組みます。

- 健康教育の推進・・・喫煙防止教育，薬物乱用防止教育，性教育等
- 栄養教諭と担任・養護教諭との連携による食育の計画的な推進
- 給食内容の充実 ～生きた教材となる献立の作成～
 - ・ 行事食・郷土食の実施,旬の食材の利用,生徒の希望献立の実施及び給食だよりの充実（毎月発行）
- 食物アレルギーへの対応の充実
- 地産地消の積極的な推進

(3) 学校体育・スポーツ活動の充実

子どもたちに生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育て、体力の向上を図るとともに、自他の生命の尊重を基本理念として健康で安全な生活を送ることができる能力・態度・習慣を育てます。「わかる」「できる」楽しさがある授業の実践，体育的行事や運動部活動を通じた家庭・地域との連携等の充実を図り，運動に親しむ資質や能力を育てます。

- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査実施と課題の把握及び改善
 - ・ 1週間の総運動時間60分以上の生徒の割合 85%以上
- 中学校総合体育大会・新人大会
- 部活動指導員配置事業

3 安心して学習できる教育環境づくり

(1) 開かれた学校づくりの推進と学校教育体制の整備

学校においては、学校運営協議会を通して、地域や保護者の意見を積極的に取り入れ、地域と家庭、学校が目標を共有して子どもたちを育成する体制づくりに取り組みます。保育所・幼稚園・学校等での発達や学びの連続性を確保し、子どもたちが「連続」した学びの中で育ち、自立した一人の人間として成長するよう、連携教育の推進を図ります。

そして、子どもにとって望ましい教育環境を整え、より一層教育効果を高めていきます。

- 学校運営協議会の実施 年4回
- 学校ホームページによる情報発信
- いきいきオープンスクール…11月1日「おかやま教育の日」等を中心に開催

(2) 教職員の資質・能力の向上

学校が直面する様々な教育課題の解決のため、笠岡市教育研修所での研修や校内研修により、諸課題の解決に向けた実践的な研修を推進し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

また、日常的な服務に関して具体的な内容を取り上げて計画的・継続的に研修に取り組み、服務規律の厳正化、不祥事の未然防止に努めます。

- 教育研修所（定例部会・特別部会）における研修への参加
- 教職員の育成・評価システムの活用
- 「学校事務共同実施」の充実
- 岡山県総合教育センター等における研修への参加
- 不祥事の未然防止や服務規律に係る研修
 - ・教職員のコンプライアンス研修（月1回実施）

(3) 安全教育・防災教育の推進

学校において、安全点検を徹底するとともに、笠岡市危機管理部と連携を図りながら火災や地震、洪水・浸水等の緊急事態発生時には、全教職員及びすべての子どもたちが適切に対応できるよう避難訓練を充実させるなど、安全で安心して生活できる実効性のある危機管理体制づくりを推進します。

また、子どもたちが、災害に対する正しい知識・技能をもとに、的確に状況を判断し、自らの命は自ら守り、周りの人々のために役立つことができるよう、防災対応能力を育成します。

- 学校の安全管理体制の充実
 - ・危機管理マニュアルの整備・見直し，避難確保計画の作成，火災や地震を想定した避難訓練の見直しと徹底，不審者対応避難訓練の実施・防犯教室の実施等
- 通学路等の危険箇所の周知徹底と見直し
- 学校・家庭をつなぐ連絡システム（すぐる）の運用
- P T Aや警察，総合教育相談支援センター等関係機関との安全に関する連携活動の推進
- 学校での定期的な安全点検の徹底

（４）教育相談・支援体制の充実

不登校やいじめ，発達障がい等による特別な支援が必要な子どもへの対応，さらには児童虐待など様々な課題に対応することができるよう，教育相談事業と教育支援事業の充実に努めるとともに関係機関との連携を図ります。

いじめについては，「いじめ問題対策基本方針」に基づき，いじめ問題対策専門委員会を開催して未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。

- 総合教育相談支援センター（笠岡ほっとふれんず）
 - ・不登校問題・いじめ問題・非行問題・発達障がい，ひきこもり等教育に関する相談
 - ・不登校生徒への学校復帰に向けた指導：通室支援・訪問支援
- いじめ・不登校対策総合推進事業
 - ・総合教育相談支援センターに巡回カウンセラー配置
 - ・学校教育課に特別支援教育指導員配置
- スクールカウンセラー配置事業
- スクールソーシャルワーカーを活用した行動連携推進事業
- 青少年健全育成事業との連携
- 「子ども SOS 電話（TEL 62-5000）」の活用

4 人権教育の推進

すべての子どもが互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育を推進します。具体的には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、在住外国人、患者、性的マイノリティなどの人権問題を自らの課題としてとらえ、主体的に解決に取り組む実践的態度を養うため、教育活動全体を通じて、計画的・継続的に人権教育に取り組みます。

併せて教育の場において、教職員が一丸となって子どもの人権を尊重し、一人ひとりを大切にした教育の一層の推進を図り、いじめや体罰の根絶に努め、子どもたちを真に大切にす教育活動を展開します。

(1) 教育・啓発活動の推進

- 人権教育推進体制の確立、いじめ・体罰の根絶に向けた人権教育の推進
- 人権課題解決のための自立支援
- 人権啓発ポスター等コンクール
- 個別の人権課題や情報モラル等についての教育の推進

(2) 教職員の研修の充実

- 人権教育担当者研修会（年2回実施）
- 人権教育指導者講座，人権保育研修講座
- 教育研修所人権教育部会
- 各種講演会等

5 学校施設等の整備

校舎等施設の営繕等を適切に実施するとともに、安全対策の充実と教育環境の向上に努めます。

(1) 校舎等施設の整備と安全確保の推進

- 施設等の点検，安全確保
- 校舎及び施設の各種営繕工事
- 校務員業務の委託による学校内の適切な整備